

SSBJ「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に関する損保協会意見
損保協会意見

質問	回答
<p>1. 次の事項を含む、本公開草案の公表にあたっての方針に同意しますか。同意しない場合にその理由をご記載ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的に整合していることを維持するため、原則として2025年公表のIFRS S2号の修正に含まれる要求事項を取り入れること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意する。 ・本公開草案では、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に整合していることを維持するために、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることを提案している。この結果、開示情報の国際的な比較可能性が維持されている点を歓迎する。
<p>2. 本公開草案での主な提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意する。 ・ISSB「IFRS S2号の修正」で追加された29A(a)および29A(b)（保険引受に関連するスコープ3カテゴリ15のGHG排出量の測定および開示の免除）について、弊会はこれらの追加に賛成する意見をISSBに提出してきた経緯がある。今回のSSBJ本公開草案においても、これらの内容が反映されていることを歓迎する。 <p>【ISSBに提出した意見概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29A(a) デリバティブやfacilitated emissions、insurance associated emissionsのGHG排出量算出について確立された方法論が欠如しており、開示から除外できることを明確化する修正案に賛同した。

SSBJ「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に関する損保協会意見

	<ul style="list-style-type: none">• 29A(b) デリバティブ及び金融活動の数値 (amount) 開示について、企業には追加作業が生じるものの、スコープ 3 カテゴリー15 から除外された排出に関連する潜在規模を利用者が把握するために必要な情報と認識している。ISSBが「数値」の定義を企業に委ねるとで、企業は有用な情報を決定し、追加作業が許容範囲に収まることが期待されることを意見した。
--	---